

定款の一部変更の件

現行の定款は一般社団法人への移行にあたり平成 24 年 6 月の通常総会において承認されたものですが、その後、実際の運用等を通じて、会務の合理化等を図るうえで改定が必要となる条文等が明らかとなりました。

このため、現行の定款の一部変更について、以下のとおりお諮りします。

1. 条文変更案

| 現定款 | 変更（案） |
|--|--|
| <p>(入会)</p> <p>第 6 条 正会員、特別会員、賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 正会員になろうとする者は、正会員 2 名以上の推薦を受け、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> | <p>(入会)</p> <p>第 6 条 正会員、特別会員、賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 正会員になろうとする者は、正会員 2 名以上の推薦を受け、<u>総会</u>の定めるところにより申込みをし、<u>会長</u>の承認を受けなければならない。</p> |
| <p>(役員報酬)</p> <p>第 17 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。</p> | <p>(役員報酬)</p> <p>第 17 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員に対して、会長が特別に委嘱する公開講演会等の講師及び原稿執筆の謝金については、総会において別に定めるところにより支給することができる。</u></p> |
| <p>(議長)</p> <p>第 23 条 総会の議長は、<u>その総会において出席会員の中から選出する。</u></p> | <p>(議長)</p> <p>第 23 条 総会の議長は、<u>会長がこれに当る。</u></p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 総会の議事については、法令の</p> | <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 総会の議事については、法令の</p> |

| | |
|--|---|
| <p>定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。</p> | <p>定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、<u>議事録署名人が記名押印する。</u></p> |
| <p>(種類及び開催)</p> <p>第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎事業年度9月と6月の2回開催する。代表理事及び事業執行理事は、通常理事会において、自己の職務の執行状況について報告しなければならない。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事から会議の目的である事項を示した書面をもって、招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第14条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。</p> | <p>(種類及び開催)</p> <p>第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎事業年度9月と6月の2回開催する。代表理事及び<u>業務執行理事</u>は、通常理事会において、自己の職務の執行状況について報告しなければならない。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事から会議の目的である事項を示した書面をもって、招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第14条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。</p> |
| <p>(定足数等)</p> <p>第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規程にかかわらず、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u></p> | <p>(定足数等)</p> <p>第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規程にかかわらず、<u>理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、その限りではない。</u></p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成す</p> | <p>(議事録)</p> <p>第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成す</p> |

| | |
|---|---|
| る。 2 出席した <u>理事</u> 及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 | る。 2 出席した <u>代表理事</u> 及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 |
|---|---|

2. 変更の理由

① 入会手続き（第6条）

正会員の入会は、理事会承認事項となっているが、實際上、理事会の開催が限られており、入会決定までに時間を要する場合があります、入会手続きの迅速化・円滑化を図る。また、現行定款では「理事会の定めるところ」により行うとされているが、同趣旨の第7条（入会金及び会費）の規定（総会において別に定めるところ）と齟齬があり訂正が必要である。該当規定は総会で決定されている。

なお、これに伴い、「入退会規定」第6条第2項も併せて変更する。「2 会長は前項の申込みを承認するにあたっては、事前に企画運営委員会に意見を聞くものとし、また、承認後は速やかに理事会に報告しなければならない。」

② 役員報酬（第2項追加）

非常勤役員に対し、本協会が行う会員以外にも公開して行うセミナー、講習会、講演会の講師及び原稿執筆を、当該人の識見を勘案して会長が特別に委嘱した場合、本協会の通常活動とは切り離しその謝金の支払いを可能とするもの。「役員報酬規定」第7条の規定との整合を明確にするもの。

③ 総会の議長（第23条）

従来は副会長（会員理事）に交代で担当していただいていたが、日程調整等が不要となること、議事録署名人が議長（会長）ともう1名の議事録署名人の署名押印で済み事務簡素化を図ることができる。

④ 総会議事録（第27条）

会長が議長兼議事録作成人となれば、公印が使える、かつ他の議事録署名人が不要となり、事務簡素化を図ることができる。

⑤ 理事会の種類及び開催（第27条）

現定款の「事業執行理事」は「業務執行理事」の誤りのため修正する。

⑥ 理事会の決議（第33条）

理事会の決議は第33条第1項で「理事の過半数が出席し、その過半数をもって行

う。」となっており、書面又は電磁的記録による決議に関して規定がない。ただし、同条第2項に「前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。」と規定されているため問題はないが、具体的に分かりやすい規程に変更する。

⑦ 理事会議事録署名人（第34条）

理事会の議事録は第34条第2項で「出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。」とあり、出席理事全員の記名押印が必要となる。この事務簡素化を図るため、法人法第95条に基づき「出席した代表理事及び監事」とする。

以上